

三重県教育委員会請願等取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三重県教育委員会（以下「委員会」という。）が受理する請願書及び陳情書（以下「請願書等」という。）の取扱いについて、三重県教育委員会会議規則（昭和31年10月1日三重県教育委員会規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(請願書等の提出)

第2条 委員会に請願しようとする者は、教育長あて請願書等を文書で提出しなければならない。

- 2 前項の請願書等には、邦文により、件名、請願陳情者の住所及び氏名（団体等の場合は、その所在地、名称及び代表者の氏名）、提出年月日並びに請願陳情の趣旨及び理由を記載しなければならない。

(会議付議)

第3条 前条の規定により提出された請願書等については、教育委員会会議（以下「定例会」という。）に付議するものとする。

- 2 同一趣旨の請願書等が複数件ある場合、その要旨及び内容等を取りまとめた文書で付議することができる。
- 3 定例会における請願書等の採決は、次に定めるとおりとする。
 - (1) 採択：請願等の趣旨が妥当で、かつ、実現すべきもの
 - (2) 不採択：請願等の趣旨が妥当でないもの、実現が不可能なもの又は既に実施しているもの
 - (3) 一部採択：請願等の趣旨のうち一部分が妥当で、かつ、実現すべきもの
- 4 次の各号に該当する場合、定例会で確認の上、審議を行わないことができる。
 - (1) 基本的人権を否定するなど、違法又は公序良俗に反する行為を求めるもの。
 - (2) 裁判判決の変更を求めるものや、係属中の裁判事件に干渉するものなど司法権の独立を侵すおそれのあるもの。
 - (3) 個人や団体等を誹謗・中傷し、その者の名誉棄損又は信用失墜のおそれのあるもの。
 - (4) 公益上の必要がなく単に個人の秘密を暴露するもの。
 - (5) 委員会の権限に属する事務ではない事項を願意とするもの。
 - (6) 採択、不採択等の議決のあった請願陳情と同一趣旨のもの又は相反する趣旨のもので、以後に特段の状況の変化がないもの。ただし、議決から1年以上経過したものは除く。
 - (7) 職員の身分に関し、懲戒、分限等個別の処分を求めるもの。
 - (8) 前各号以外に、審議を行わないことが合理的であると判断されるもの。

(審議結果通知)

第4条 請願陳情の審議結果については、速やかに請願陳述者に対して、文書で通知するものとする。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。